

### 3 岩手県立水沢農業高等学校後援会会則

(名 称)

第1条 本会は、岩手県立水沢農業高等学校後援会と称し、事務局を同校内におく。

(目 的)

第2条 本会は、特別教育活動(生徒会、農業クラブ)における活動内容を充実させ、教育の成果向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 特別活動振興のための人的・物的条件の充実整備に対する援助に関すること。
- (2) 県代表者への援助(東北、全国大会、国際大会)
- (3) 各種大会引率者の経費補助に関すること。
- (4) その他、特別教育活動に対する激励並びに援助に関すること。

(組 織)

第4条 本会は、P T A会員並びに本会の趣旨に賛同する個人及び団体をもって組織する。

(役 員)

第5条 本会には、次の役員をおき、P T A役員がそれぞれの任にあたる。任期は1年とし、再選を妨げない。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) クラス評議員 各クラス 3名
- (4) 監 査 3名
- (5) 事務局員 若干名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を統括し、本会を代表するとともに、会議を招集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をする。
- (3) クラス評議員は会長・副会長とともに役員会を構成する。
- (4) 事務局員は会の庶務・会計を処理する。
- (5) 監査は会の会計・経理を監査する。

(会 議)

第7条 本会は第2条の目的達成のために次の会議を開催する。

1 総 会

総会は最高決議機関であり、P T A総会に併せて開催し次の事項を審議する。

- (1) 役員を選出と承認
- (2) 予算案の作成と決算の審議
- (3) 会務報告と事業計画
- (4) 会則の改廃等
- (5) その他緊急な事項

## 2 役員会

役員会は会長が招集し、総会に付議すべき諸案件、その他重要案件について審議する。

第8条 緊急を要する場合は、役員会をもって総会に変えることができる。

ただし次の総会において報告しなければならない。

(会 計)

第9条 本会の会計は次のとおりとする。

(1) 経費は、会費をもってあてる。

(2) 経理は、あらかじめ決裁を委任されている副会長(校長)の専決を得て処理する。

第10条 本会の会計年度はP T Aの会計年度と同一とする。

第11条 会則に明文のないものは役員会で決める。

附 則

- 1 本会の会則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 本会の会則は、平成11年4月1日一部改正する。
- 3 本会の会則は、平成18年4月1日一部改正する。
- 4 本会の会則は、平成21年4月27日一部改正する。
- 5 本会の会則は、平成24年4月1日一部改正する。
- 6 本会の会則は、平成29年8月22日一部改正する。